

定 款

一般社団法人アンカー健全度協会

(平成29年6月8日改訂)

一般社団法人アンカー健全度協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人アンカー健全度協会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都新宿区高田馬場四丁目40番17号に置く。

2 本会は、理事会の決議により、支部を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、既設アンカー工（ロックボルト工を含む）の点検・調査、評価、設計手法（以下「本手法」という。）に関する技術の向上と普及及び促進を図り、信頼性を高めることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 本手法における技術向上、改良、その他技術情報等の交換。
- (2) 本手法の普及及び広報。
- (3) 本手法の広報資料、技術資料、図書その他印刷物の発行。
- (4) その他、本会の目的を達成するために必要な事業。

第3章 会員

(会員の種別)

第5条 本会の会員は、次の3種とし、正会員をもって「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 本会の目的に賛同して入会し、本会のすべての活動に関わる団体
- (2) 準会員 本会の目的に賛同して入会し、本会の技術発表会への参加や、本会の出版物等の購入等を行う団体
- (3) 賛助会員 本会の目的に賛同し、その事業を賛助するために入会した個人又は団体

(入会)

第6条 本会に入会しようとする者は、別に定める入会申込書及び関係書類を会長へ提出し、承認を得るものとする。

2 入会した正会員及び準会員は、属する地方支部ごとにその地方支部における代表者1名を事務局に届け出るものとする。

(入会金及び会費)

第7条 会員は、本会の事業活動及び事業運営に経常的に生じる費用に充てるため、総会において別に定める入会金及び会費を納付しなければならない。

(退会)

第8条 会員は、別に定める退会届を会長に提出することにより、退会することができる。

(除名)

第9条 会員が、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) 本会の定款その他の規則に違反したとき
- (2) 本会の名誉を毀損し、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(会員資格の喪失)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失し、正会員は社員たる地位を失う。

- (1) 退会したとき
- (2) 正当な事由なく会費を1年以上滞納したとき
- (3) 死亡したとき、又は解散したとき

(抛出金品の不返還)

第11条 既納の入会金、会費その他の抛出金品は返還しない。

第4章 社員総会

(構成)

第12条 社員総会（以下「総会」という。）は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般法人法上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額及び支給の基準
- (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (4) 本部入会金及び本部会費の額
- (5) 定款の変更
- (6) 会員の除名
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 総会は、通常総会として、毎事業年度終了後3か月以内に1回開催するほか、必要

がある場合に臨時総会を開催する。

(招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

- 2 総会の招集通知は、法令に別段の定めがある場合を除き、開催日の1週間前までに発する。
- 3 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対して、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第16条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

- 2 会長が欠席の場合は、副会長がこれに当たる。
- 3 会長及び副会長が欠席の場合は、総会において、理事の中から選出された者がこれに当たる。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、1正会員につき1個とする。

(決議)

第18条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 理事、監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事の候補者合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(代理人、書面による議決権の行使等)

第19条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって議決権を行使し、又は委任状その他の代理権を証明する通知を議長に提出して、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合において、前条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第20条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議事録には、出席理事又は監事の中からその総会において選任された議事録署名人2名と議長が署名又は記名押印する。

第5章 役員及び顧問

(役員の設定)

第21条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上
- (2) 監事 1名以上
- 2 理事のうち、1名を会長とする。
- 3 前項の会長をもって、一般法人法上の代表理事とする。
- 4 会長以外の理事のうち、1名以上4名以内を副会長とする。
- 5 会長と副会長以外の理事のうち、1名以上を常任理事とする。
- 6 常任理事をもって、業務執行理事とする。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長、常任理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は本会の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 4 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。
- 5 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を統括する。
- 3 副会長は、会長の命により会長を補佐する。
- 4 常任理事は、関係機関への広報活動及び関係機関との調整を行う。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(任期)

第25条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結のときまでとする。

- 2 任期中に交代した理事又は監事の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の任期の満了するときまでとする。また、増員した理事の任期は、他の現任者の任期の満了のときまでとする。

(役員解任)

第26条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(顧問)

第27条 本会は、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の決議を経て会長が委嘱する。
- 3 顧問の任期は2年とする。ただし、再任されることを妨げない。
- 4 顧問に関して必要な事項は、理事会の決議を経て、別に定める。

(報酬)

第28条 役員報酬、賞与その他の職務執行の対価として、本会から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、総会の決議をもって定める。

- 2 顧問の報酬等については、理事会の決議を経て、別に定める。

第6章 理事会

(構成)

第29条 本会に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務執行の監督
- (3) 会長、副会長、常任理事の選定及び解職

(招集)

第31条 理事会は、会長が招集する。

- 2 理事会の招集通知は、開催日の1週間前までに発する。
- 3 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集し、会長及び副会長が欠けたとき又は会長及び副会長に事故があるときは、他の理事が理事会を招集する。

(議長)

第32条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

- 2 会長が欠席の場合は、副会長がこれに当たる。
- 3 会長及び副会長が欠席の場合は、理事の中から互選により選出された者がこれに当たる。

(決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議事録には、出席した会長及び監事が署名又は記名押印する。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第35条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第36条 本会の事業計画及び収支予算については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第37条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告及びその附属明細書
- (2) 貸借対照表及びその附属明細書
- (3) 損益計算書及びその附属明細書

- 2 前項の承認を受けた書類については、通常総会に提出し、第1号についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

- (1) 監査報告

(剰余金の分配の禁止)

第38条 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第39条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第40条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第41条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法

人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第42条 本会の公告は、本会の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第10章 雑則

(事務局)

第43条 本会の事務を処理するため、事務局を設け、所要の職員を置く。

2 事務局長及び重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。

3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(地方支部)

第44条 本会は事業の円滑な遂行を図るとともに地域固有の活動に資するため、地方支部を置くものとし、地方支部の名称及び所管地域は別に定める。

(地方支部の運営)

第45条 地方支部の運営に関し必要な事項は、別に定める地方支部規約によるものとする。

(委任)

第46条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

一般社団法人アンカー健全度協会 会員に関する規定

令和8年5月29日

(目的)

第1条 一般社団法人アンカー健全度協会（以下「本会」という。）は、その設立の趣旨を理解した者をもって構成し、既設アンカー工（ロックボルト工を含む）の点検・調査、評価、設計手法（以下「本手法」という。）に関する技術の向上と普及及び促進を図り、信頼性を高めることを目的とする。

(行動規範)

第2条 会員は、定款第9条の各号に掲げる行為をしないことはもとより、社会のモラルや規律を遵守しなければならない。

(入会規定)

第3条 定款第35条の規定に基づく、平成30年度以降に入会する会社は、準会員への入会となり、入会の際は本会支部に属する同県全会員の承認を得なければならない。

(準会員の定義)

第4条 定款第5条の規定に基づき、準会員を次の事項にて定義する。

- (1) 本会の運営に係る議決権を有しない。
- (2) 本会の委員会活動に参加することができない。
- (3) 正会員となる権利を取得するには、入会后同種の受注実績を有すること且つ、2年以上経なければならない。但し、正会員となるには、属する支部全会員の了承を得るとともに、2社以上の推薦を必要とする。
- (4) 本会が公開する技術及び知識を得ることができる。
- (5) 本会が有する新技術を使用することができる。
- (6) 本会が行う技術発表会等への参加の権利を持つ。

(賛助会員の定義)

第5条 定款第5条の規定に基づき、賛助会員を次の事項にて定義する。

- (1) 本会の運営に係る議決権を有しない。
- (2) 本会の委員会活動に参加することができない。
- (3) 本会と共同研究及び意見交換等を行うことにより、技術を向上させることができる。
- (4) 本会が行う技術発表会等への参加の権利を持ち、参加の際に自社の広報活動を行うことができる。

(入会)

- 第6条 (1) 本会に入会しようとする者は、別に定める入会申込書及び関係書類を会長へ提出し、承認を得るものとする。
- (2) 入会した正会員及び準会員は、属する地方支部ごとにその地方支部における代表者1名を事務局に届け出るものとする。

(会員資格取得)

第7条 定款第7条の規定に基づき、入会者は、入会金を納付してその資格を取得するものとする。

(入会金及び会費)

第8条 定款第7条の規定に基づき、入会金及び会費のうち、本部入会金及び本部会費は次のとおりとし、支部入会金及び支部会費は、定款第45条の規定に基づき、支部ごとに規定する。但し、賛助会員は本会本部に属するものとし、支部入会金及び支部会費を納付しないものとする。

会員の種別	本部入会金	本部会費（年額）
正会員	100,000 円	60,000 円
準会員	100,000 円	60,000 円
賛助会員	300,000 円	200,000 円

(入会告知)

第9条 事務局は入会を認められた会員について、既会員に告知するものとする。

(改廃)

第10条 この規定の改廃は、総会の決議により行う。

(細則)

第11条 この規定の実施に関して必要な事項については、会長が理事会の決議を得て別に定める。